

—特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者の方へ—

「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」のご提出について

1 「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」の目的

下記の助成金を受給する際の条件として、ハローワークの職業紹介による場合だけではなく、「職業紹介事業者等」による職業紹介で雇い入れた場合及び再就職給付金の対象となる再就職を実現した場合も対象としております。

ただし、この取扱いができるのは、厚生労働省職業安定局長の定める一定の事項に同意し、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書(以下、同意書)」を事前に提出し事業者証の交付を受けた職業紹介事業者等に限ります。

(1) 「雇用給付金」

新たな雇用の創出を目的として、特定の対象者を新たに雇い入れる事業主に対して、「雇用給付金」として助成金や奨励金を支給

(2) 「再就職給付金」

経済上の理由によって事業規模の縮小などを行う事業所の従業員が退職を余議なくされる場合に、従業員への再就職支援を職業紹介事業者に委託し、その結果、離職日から6か月(45歳以上の者については9か月)以内に再就職を実現することができた場合に、事業主に対して委託費用の一部を支給

※ 詳しくは最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

【注意1】助成金・奨励金を受給できるのは、(1)の「雇用給付金」については「雇い入れた事業主」、(2)の「再就職給付金」については「再就職支援を委託し、その費用を負担した事業主」であり、「職業紹介事業者等」が受給できるわけではありません。

【注意2】(2)「再就職給付金」については有料職業紹介事業者のみを対象としています。

2 同意していただく内容について

同意していただく内容は、様式第1号 A①及び様式第1号 B①の「職業安定局長の定める項目」に記載されておりますが、特にご留意いただきたいことは次のとおりです。

- (1) 雇用関係助成金制度についてご理解いただいたうえで、各種助成金・奨励金の対象者となり得る求職者を紹介する際には、事業主及び求職者に対して制度の説明及び周知を行うこと。
- (2) 各種助成金・奨励金の対象となる場合には、定められた期限内に所定の書類の提出、証明書の発行を行うこと。
- (3) 雇用関係助成金の支給に関し、助成金・奨励金を支給する労働局等の調査の求めに応じること。また、会計検査院による検査について労働局等に協力すること。

(4) 同意書に係る各事項について変更が生じる場合には、速やかに所定の書類を労働局長あて提出すること。

◎この制度についてご理解いただいたうえで、取扱いを希望される場合は、3以下の処理方法に沿って手続きを行ってください。

3 「同意書」の記載方法

「職業安定局長の定める項目」のすべてに目を通し、同意できる場合についてのみご記入・ご提出ください。なお、ご記入・ご提出は本社で行ってください。

(1) 様式第1号 A①について

- ・1欄…許可証に記載された名称を記載。
- ・2欄…主たる事務所の名称と雇用保険の適用事業所番号を記載。適用事業所になっていない場合、当該番号は記載不要。
- ・3欄…該当する番号に○を付ける。
- ・4欄…許可証の許可番号を記載。
- ・5欄…同意書の提出日(郵送提出の場合は郵送到達日)から許可証に記載された許可期間の末日までの任意の日付を記載。

※ 同意書に記載した期間外の職業紹介等の行為は対象となくなるので、限度いっぱい期間を記載するのが一般的です。

※ 郵送事故防止のため特殊郵便(特定記録又は簡易書留)にて送付してください(到達確認は郵便局の追跡サービスをご利用ください。)

・6欄…取扱いを希望する番号に○を付ける。なお、無料の職業紹介事業者及び無料の船員職業紹介事業者の場合はA(雇用給付金)のみの取扱いとなる。

・提出日、郵便番号、所在地、電話番号、名称、代表者氏名を記載。

※ 職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等については、4欄・5欄の末日は空欄。

(2) 様式第1号 B①について

- ・1欄…許可証に記載された名称を記載。
- ・2欄…主たる事務所の名称と雇用保険の適用事業所番号を記載。適用事業所になっていない場合、当該番号は記載不要。
- ・3欄…許可証の許可番号を記載。
- ・4欄…同意書の提出日(郵送提出の場合は郵送到達日)から許可証に記載された許可期間の末日までの任意の日付を記載。

※ 同意書に記載した期間外の職業紹介等の行為は対象となくなるので、限度いっぱい期間を記載するのが一般的です。

・提出日、郵便番号、所在地、電話番号、名称、代表者氏名を記載。

4 本社以外に支店や営業所等がある場合(様式第2号)

同意書に係る事業所一覧(様式第2号)に、取扱いを希望する支店等の内容を記載し、同意書とあわせて本社でご提出ください。なお、都内に限らず、他の都道府県にある支店等もあわせて記載するとともに、本社は一覧の一番上に記載してください。また、複数の事業所で取り扱う雇用関係助成金の種類が異なる場合、その種類の組み合わせごとにグループを作って、それぞれごとに「同意書」に該当する事業所を記載した同意書に係る事業所一覧を添付してください。

※ 対象となるのは、職業紹介事業の許可を受けている支店や営業所に限ります。

5 「受理通知書」及び「事業者証」の交付

東京労働局助成金事務センターにおいて内容を確認し、「同意書受理通知書」と「事業者証」(雇用給付金取扱事業者証は緑色、再就職給付金取扱事業者証はオレンジ色)を事業所あて郵送いたします。

同意期間の初日は助成金事務センターから書類が発送された日から有効となりますので、事業者証等が届くまでは雇用給付金に係る職業紹介や再就職給付金に係る委託契約を行うことができませんのでご注意ください。

☆「事業者証」は、利用者又は労働局等の求めがあった際に提示してください(2種類交付された場合は、両方とも提示)。また、複数の支店がある場合は、まとめて本社に送付いたしますので、各事業所に配布してください。

6 「同意書」の内容に変更があった場合(様式第3号)、取りやめる場合(様式第4号)

(1) 同意書の内容に変更があった場合(会社の名称や所在地、取扱いを希望する支店等の名称や所在地の変更、追加や削除など)は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書変更書(様式第3号①)」とそれに係る様式第3号③又は④をご提出ください。

(2) 雇用関係助成金の取扱いを取りやめる場合は、様式第4号①の「同意撤回書」を、取扱いを取りやめる日の1か月前までに提出してください。また、取扱いを取りやめる範囲によって「同意撤回書」の提出とあわせて、次の手続きも行ってください。

① 雇用関係助成金のすべての取扱いを取りやめる場合

同意期間終了後に、「同意書受理通知書」と「事業者証」とを東京労働局助成金事務センター助成金第一係(職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク)に返還してください。返還を受けて、東京労働局助成金事務センターより「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

② 雇用関係助成金のうち、雇用給付金又は再就職給付金のいずれかに属する助成金のすべての取扱いを取りやめる場合

同意期間終了後に、該当する給付金の「事業者証」を東京労働局助成金事務センター助成金第一係(職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク)に返還してください。返還を受けて、東京労働局助成金事務センターより「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

- ③ 雇用関係助成金の一部の助成金の取扱いを取りやめる場合であって上記②に該当しない場合「同意撤回書」の提出のみで結構です。提出に基づいて、東京労働局助成金事務センターより「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

7 同意条件を満たさない場合

(1) 同意条件は、職業紹介事業者等が雇用関係助成金の取扱いをするための条件となります。したがって、その条件を適切に履行していないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、当該職業紹介事業者等は雇用関係助成金を取り扱うことのできる前提を欠くことになるため、雇用関係助成金の取扱いは無効となります。

(2) 同意条件を満たしていないと疑われる場合は、東京労働局は、次の①～⑤の取扱いを行います。

- ① 当該職業紹介事業者等に対して、資料の提出・報告、事情聴取、立入検査などにより現状把握を行います。
- ② 上記①の現状把握により、同意条件を満たさないことが明らかになった場合、当該職業紹介事業者等に対し、期限を区切って文書により是正を求めます。
- ③ 上記②の期限までに是正されないと認められる場合、当該職業紹介事業者等の雇用関係助成金の取扱いについて、該当する助成金と期間を明らかにしたうえで、無効とします。そのうえで、当該職業紹介事業者等に対して、無効になった旨を文書で通知します。

無効の通知を受け取った職業紹介事業者等は、「同意書受理通知書」及び「事業者証」を東京労働局助成金事務センター助成金第一係（職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク）に返還していただきます。

- ④ 雇用関係助成金の取扱いが無効になった職業紹介事業者等の取り扱った雇用関係助成金については、事業主が支給申請を行った場合、不支給の扱いとなります。

このため、事業主とのトラブル防止の観点から、当該職業紹介事業者等の名称等については、厚生労働省ホームページ等で公表します。

- ⑤ 雇用関係助成金の取扱いが無効となった職業紹介事業者等は、無効期間が満了し、東京労働局長が無効に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われると認めた場合に限って、改めて「同意書」の提出を行うことができます。

8 同意期間が終了したら（更新のための再提出）

同意期間が満了した後、引き続き雇用関係給付金の取扱いを希望する場合には、再度、同意書をご提出ください。なお、同意期間が満了する1か月程度前に、同意書の再提出（更新）についてのご案内を東京労働局助成金事務センター助成金第一係より郵送いたしますので、職業紹介事業の許可の更新手続きの際にあわせてご提出いただくようお願いいたします。

9 同意期間中の事務処理について

雇用関係助成金の対象となる職業紹介を行った場合や再就職給付金の対象となる再就職を実現した場

合は、「雇用関係助成金事務取扱手引」の中の「雇用関係助成金の手続き」に記載されている事項に基づき、各様式を定められた期限内にハローワークや労働局又は雇入れ事業主に提出してください。

※ 各種様式については、下記11(4)厚生労働省ホームページ上に掲載しておりますので、必要な様式をダウンロードしていただき使用してください。

※ 特定求職者雇用開発助成金については、該当になる可能性がある場合、雇入れ事業主あてに労働局又はハローワークから申請用紙等と案内の書類を(東京労働局では雇入れ日から5か月前後に)送付いたします。ただし、職業紹介事業者等が雇入登録届をハローワークへ提出していなければ、案内等は送付されません。したがって、対象労働者の可能性がある方を紹介し、雇い入れられた場合には必ず雇入登録届を提出してください。また、雇入登録届を提出したからといって必ずしも該当するものではないため、場合により案内書類が送付されないこともあります。案内書類が届かない場合には労働局へ確認していただくよう雇入れ事業主へ周知してください。

10 再就職給付金に係る実績の報告について **ご確認ください!!**

再就職給付金を取り扱う職業紹介事業者(主たる事務所)は、毎年度4月末までに、その前々年度(例として令和5年4月末までに令和3年度)に再就職支援サービスの契約の対象となった労働者の状況について報告義務があります。

報告様式は厚生労働省ホームページ「雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等」内、「再就職給付金を取り扱う有料職業紹介事業者の再就職支援の状況」からダウンロードができます。ダウンロードしたエクセルの「入力シート」の各項目の入力が完了しましたら、「入力シート」及び「公表シート」の両シートともプリントして下記助成金事務センターまで郵送してください。

同意書Bに同意している職業紹介事業者は、実績がない場合もゼロ件での報告書提出をお願いいたします。

厚生労働省ホームページ(雇用関係助成金を取り扱う有料職業紹介事業者等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html

11 お問い合わせ先及び提出先について

(1) 「同意書」についてのお問い合わせ先

お問い合わせ先は、下記助成金事務センターになります。

《お問い合わせ先》

東京労働局 助成金事務センター 助成金第一係

TEL:03-5337-7411 FAX:03-3369-8150

(2) 「同意書」提出先

郵送でご提出の場合は下記助成金事務センターまで、お持込みでご提出の場合は需給調整事業部までご提出ください。

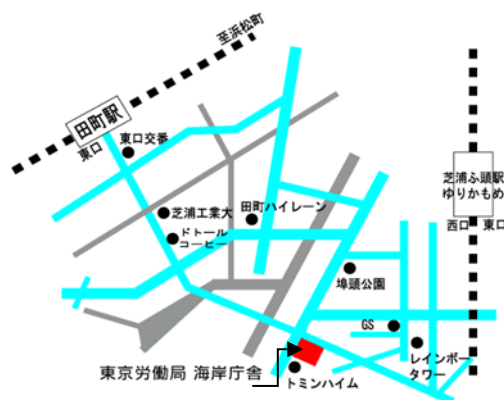
《提出先(郵送)》

東京労働局 助成金事務センター 助成金第一係 同意書担当

〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎1階

《提出先(窓口)》

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第1課
〒108-0022 港区海岸3-9-45 需給調整事業部 需給調整事業第1課
TEL:03-3452-1472・1473



※ 職業安定法第33条の2の規定による無料の職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等は、その所在地を管轄するハローワークへの提出となりますので、ご注意ください。

(3) 各助成金の制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。助成金第一係までお問い合わせください。

(4) 「同意書」各種様式ダウンロード先

厚生労働省ホームページ(雇用関係助成金事務取扱手引・手続き関係様式等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00033.html